

平成 28 年 3 月 23 日

京都消費者契約ネットワークとサン・クロレラ販売株式会社の  
控訴審判決について

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 判決の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク（以下「被控訴人」という。）が、健康食品の小売販売等を目的とするサン・クロレラ販売株式会社（以下「控訴人」という。）に対し、控訴人自ら又は第三者をして健康食品の効能等の表示（以下「本件表示」という。）を含む新聞折込みのチラシ（以下「本件チラシ」という。）を配布することが、控訴人の商品について不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」という。）第 10 条第 1 号の表示（優良誤認表示）及び消費者契約法第 4 条第 1 項第 1 号の告知（不実告知）に該当するとして、景表法第 10 条第 1 号又は消費者契約法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、控訴人が自ら又は第三者をして本件チラシに本件表示をする行為の差止め等を求めた事案である。

原判決（京都地方裁判所が平成 27 年 1 月 21 日に言渡し）<sup>(※)</sup>が、控訴人は本件チラシの配布により控訴人の商品について景表法第 10 条第 1 号に規定する優良誤認表示を行ったことが認められ、今後も控訴人自ら又は第三者をして当該商品について当該優良誤認表示を行うおそれがあると認められるとして、被控訴人の請求を全て認容したところ、控訴人がこれを不服として控訴した（平成 27 年 1 月 23 日付けで大阪高等裁判所に控訴）。

(※) 参考：第一審判決の概要

[http://www.caa.go.jp/planning/pdf/150209\\_3.pdf](http://www.caa.go.jp/planning/pdf/150209_3.pdf)

(2) 結果

控訴審（大阪高等裁判所）は、平成 28 年 2 月 25 日、原判決に付加・訂正を加えてこれを引用し、以下のように判断した上で、被控訴人の請求を全て棄却した（被控訴人は、平成 28 年 3 月 2 日付けで上告受理申立てを行った。）。

#### ア 主たる争点

- ① 景表法第 10 条第 1 号に基づく請求の当否
- ② 消費者契約法第 12 条第 1 項及び第 2 項に基づく請求の当否

#### イ 主たる争点についての裁判所の判断

ア①について、控訴人が自ら又は第三者をして本件表示を含む本件チラシを現時点では配布しておらず、今後も配布する予定はない旨の陳述をしていることなどから、裁判所は、現段階では控訴人が優良誤認表示を行うおそれがあるとまでは認められないとして、被控訴人が景表法第 10 条第 1 号に基づく差止めの必要性はないと判示した。

ア②について、裁判所は、消費者契約法第 12 条第 1 項及び第 2 項にいう「勧誘」には、事業者が不特定多数の消費者に向けて広く行う働き掛けは含まれず、個別の消費者の契約締結の意思の形成に影響を与える程度の働きかけを指すものと解される（特定の消費者に向けた勧誘方法であれば上記各項が規制する勧誘に含まれる）とし、本件チラシの配布は不特定多数の新聞購読者に向けた発信にすぎず、本件チラシの配布を行った時点で控訴人が特定の消費者に対する勧誘行為を行ったとみることはできないとして、本件チラシの配布行為は消費者契約法第 12 条第 1 項及び第 2 項にいう「勧誘」には当たらないと判示した。

#### 2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

(法人番号：7130005005215)

理事長 高畠 英弘

#### 3. 事業者等の氏名又は名称

サン・クロレラ販売株式会社（法人番号：3130001017416）

代表取締役 大矢 清人

#### 4. 当該判決又は裁判外の和解に関する改善措置情報<sup>(※)</sup>の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第 14 条、第 28 条参照）。

以上

**【本件に関する問合せ先】**

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9264

URL：<http://www.caa.go.jp/planning/index.html>